



平成 25 年 12 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社ニトリホールディングス
代表者名 代表取締役社長 似鳥 昭雄
(コード番号 9843 東証第一部、札証)
問合せ先 執行役員経理部セネラルマネージャー 甲 正彦
電話番号 03-6741-1216

株式分割、単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年12月3日開催の取締役会において、株式分割及び単元株式数の変更等に係る定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株式数の変更及び定款の一部変更の目的

平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社普通株式の売買単位を100株とすべく、当社普通株式1株を2株に分割し、単元株式数を50株から100株に変更するものであります。

なお、本株式の分割及び単元株式数の変更を同時に実施するため、投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 26 年 2 月 20 日 (木) を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成 25 年 8 月 20 日 (火) 時点の発行済株式総数を基準に計算すると次のとおりです。

① 株式分割前の発行済株式の総数	:	57,221,748	株
② 今回の分割により増加する株式数	:	57,221,748	株
③ 株式分割後の発行済株式の総数	:	114,443,496	株
④ 株式分割後の発行可能株式の総数	:	288,000,000	株

(3) 分割の日程

① 基準日設定公告	:	平成 26 年 2 月 5 日 (水)
② 基準日	:	平成 26 年 2 月 20 日 (木)
③ 効力発生日	:	平成 26 年 2 月 21 日 (金)

3. 新株予約権行使価額の調整

本株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの権利行使価額を、株式分割の効力発生日である平成26年2月21日（金）以降、次のとおり調整いたします。

	取締役会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第2回新株予約権	平成21年3月17日	5,912円	2,956円
第4回新株予約権	平成24年3月29日	7,917円	3,959円
第5回新株予約権	平成24年3月29日	7,917円	3,959円

4. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の内容

上記「2. 株式分割の概要」に記載した株式分割の効力発生を条件として、単元株式数を50株から100株に変更いたします。

(2) 変更の日程

効力発生日：平成26年2月21日（金）

（参考）平成26年2月18日（火）をもって、東京証券取引所及び札幌証券取引所における当社株式の売買単位は100株に変更されることとなります。

5. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の株式分割及び単元株式数の変更に伴い、会社法184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成26年2月21日（金）をもって、当社定款の一部を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線部は変更部分を示します。）

変更前	変更後
<p>[発行可能株式総数]</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1億4,400万株</u>とする。</p>	<p>[発行可能株式総数]</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2億8,800万株</u>とする。</p>
<p>[単元株式数および単元未満株券の不発行]</p> <p>第7条 当社の1単元の株式数は、<u>50株</u>とする。</p>	<p>[単元株式数および単元未満株券の不発行]</p> <p>第7条 当社の1単元の株式数は、<u>100株</u>とする。</p>

以上